

經濟論叢

第141卷 第6号

平井俊彦教授記念號

献 辞	尾崎芳治	
世論の觀念について	阪上孝	1
J. S. Mill が社会科学研究の 始源においたもの	山辺知紀	19
資本制商品の物神性の根拠について	梅沢直樹	43
レーニンの市場理論について	太田仁樹	62
ジョン・ミラーとフランス革命	田中秀夫	81
社会主義者の社会ダーウィニズム観	保住敏彦	100
ニューディールと民衆・序論	小林清一	119
フランス・プロテスタント封じ込め政策 (1610-1661)	木崎喜代治	138

平井俊彦 教授 略歴・著作目録

昭和63年6月

京都大學經濟學會

ジョン・ミラーとフランス革命

田 中 秀 夫

はじめに

フランス革命はイングランド、アイルランドにおいてと同じく、スコットランドにおいても、大きな影響と反響を引き起こした。『フランス革命の省察』（1790）のパークと『人間の権利』（1791-2）のペインの有名な論争が象徴するように、ブリテンの世論は二分された。革命支持派は概ねブリテンの内政の改革の必要を確信したラディカルとカントリ＝政府反対派に属した。革命反対派はコート・ウィッグや地主貴族のような支配層と、ブリテンの国制の現状に甘んじた多くの国民が属した。革命支持派は、当然予想されるように、知識人、急進的政治家、下層民などの、体制に怒りと不満を持つか別の価値をもちうる少数派であったが、しかし知識人の多くと急進的政治家は、やがてジャコバン独裁と国王の処刑に幻滅と裏切りを感じ、みずからの軽信の反省を強いられた。その典型は『フランス擁護論』（*Vindiciae Galicae*, 1791）を書いてパークを批判したものの、革命の政治力学の展開についていくことができず、転向を余儀なくされたジェームズ・マッキントッシュの場合であった。

他方、一貫して革命と改革の大義を信じて、人生を重罪と引き換えたトマス・ミュア（Thomas Muir, 1765-98）のような人物もいた。ミュアに代表される議会と国政の急進的改革論者をブリテンの政府が弾圧したのは、フランス革命の原理のブリテンへの「輸入」を恐れたからであった。実際、ミュアのようなフランス革命の支持者は、フランス革命の原理と、自分達が国内で取り組んでいる議会改革を始めとする民主化運動の精神は、自由という共通の大義を目指すものだ、と確信していた。

ミューアはグラスゴウ大学でミラーの法学の講義に出席した。そして二人は、スコットランドのきわめて狭隘な選挙制度を緩和し、投票権者の枠の拡大をはじめとする「民主化」を目指したスコットランドの「人民の友」の会員でもあって、ミラーのミューアに対する思想的影響が当然推測されるであろう。水田氏によれば、ミューアは、グラスゴウ大学の在学中に、大学改革を提案したジョン・アングラスン教授が学内保守派によって職務権限を停止された事件で、副学長バークと保守派に反対しアングラスンを支持する運動の指導者となったために退学処分となったが、ミラーの配慮によってエディンバラ大学に移り、民法教授ジョン・ワイルドの指導を受けた、という。そこで2年過ごし、1787年に弁護士となり、改革運動に入っていくのであるが、ミラーとの接触の詳細はそれ以上は分からない¹⁾。

アースキン (Henry Erskine, 1746-1817) やフレッチャー (Archibald Fletcher, 1745-1828) のようなウィッグ急進派はいうまでもなく、スコットランドの啓蒙知識人は、当初は概ね革命を歓迎したようである。前述のマッキントッシュ (Sir James Mackintosh, 1765-1832) はデュゴールド・ステュアートのエディンバラ大学での教え子であったが²⁾、このデュゴールド・ステュアートも、かれの師であるトマス・リードも当初はフランス革命の支持者であったといわれる。一見保守的なコモン・センス学派の総帥であるリードがフランス革命の支持者であったというのは、意外に思われるかもしれない。アバディーン学派の巨匠ビーティーもフランス専制政治の崩壊を歓迎した。エディンバラ大学長ロバートソンも、革命の輝かしさにめまいを感じたといわれる²⁾。とす

1) 水田 洋「スコットランド啓蒙と市民革命」、田中正司編『スコットランド啓蒙思想研究』、北樹出版、1988年、288-9ページ。Cf. Meikle, *Scotland and the French Revolution*, 1912, (Reprint, 1969), p. 107.

2) Meikle, *op. cit.*, p. 49. 1788年から翌年にかけて、現地でフランスの政治を研究するべくパリに滞在したステュアートが革命に熱狂したという事実と、リードがグラスゴウ「自由の友」——「人民の友」とは別である——の4人の幹事の一人であり、やはりフランス革命を歓迎した (J. C. ステュアート=ロバートソン、篠原久訳「精神のこの若きアスカーニウス——トマス・リードとニューマトロジーの亡霊」、『関西学院大学経済学論究』41-4, 1988年1月, 118, 126ページ注) という事実は、コモン・センス学派の思想的特質を考察するにあたって考慮されなければ

れば、ラディカルとして有名であったミラーがフランス革命の支持者であったとしても、何ら奇異ではないだろう。では、ミラーはフランス革命をどのように受け止めたのであろうか。本稿が試みるのは、ミラーに即してこの問いを追究することによって、スコットランド啓蒙におけるフランス革命の位置と意味の考察に一步迫ることである³⁾。

I ミュアの政治裁判

「わたしは、判決について述べて、法廷を煩わせるつもりはありません。あるひとは軽いと思うでしょうし、他の人は重いと思うでしょう。それは大した問題ではありません。というのは、わたしは死刑判決を受けていたとしても、今感じているのと同じ心の平静を保っていたらうからであります。わたしはわたしの意図の純粹さを意識しています。しかもわたしは、早晚、支配的となり、最後にこの国を救うであろう偉大な、優れた、光輝ある大義において行動し罰せられているのです。」⁴⁾

「あなたがたの法廷に被告としてわたしが立っている真の理由が、議会改革の大義に能動的に関わったためだとすれば、わたしは罪状を認めます。」⁵⁾

反逆罪で起訴されたミュアの裁判は、1793年8月30、31日の両日に、エディンバラの高等刑事裁判所で、主宰者ロバート・マクウィーン、ブラックスフィールド卿法務次官（かれはやがて「首つり判事」の異名をとる）と4人の裁判官、ヘンダーランド卿、スウィントン卿、ダンフィナン卿、アバークロンビー卿によって行われた。起訴状朗読において強調されたのは、国王と政府に反対

ゝならないであろう。

けれども、多くのスコットランドの啓蒙知識人は当初は革命がフランスの政治と社会に温和化をもたらすという希望を抱いたものの、1791年に既に初期の熱狂は冷め、ルイ16世の処刑された93年にはほとんどが革命に反対するにいたった。Cf. Sher, R. B., *Church and University in the Scottish Enlightenment*, 1985, Edinburgh, p. 305.

3) 前掲の水田論文では、アメリカ革命とフランス革命という「ふたつの市民革命の波にあらわれて、解消していく」スコットランド「啓蒙の解体と拡散」の様相が描かれている。

4) Anon., *An Account of the Trial of Thomas Muir*, Edinburgh, 1793, pp. 130-1.

5) Cited in Logue, K. J., *Popular Disturbances in Scotland 1780-1815*, Edinburgh, 1979, p. 14.

し、反逆する「扇動的演説と熱弁」を行い、そうした類の出版物を買って読むように勧め、そうした扇動的文書を配布・流通させ、そうした著作を公共の集会で読み上げて、聴衆を政府に反対するよう誘ったということであった。起訴状は、1792年の11月3日を挟む前後のカーキンティロホの教区での「改革協会」の集会から、1792年12月11, 12, 13日にエディンバラで開かれた「スコットランド全土人民の友の会代議員第一回大会」(First General Convention of the Deligates from the Societies of the Friends of the People throughout Scotland) までのミュアの言動を跡づけて、かれの言動が反逆罪にあたることを立証しようとした。そのなかで、幾つかの不穏文書が槍玉にあげられており、しかもそれらからの引用文が起訴状の大半を占めていて体制・権力がわの関心を示すとともに、ミュアの罪状固めの困難を物語るかのようである。

ペインの『人間の権利』——本書と反政府活動によって、ペインは1792年の12月に反逆罪で有罪となり、本書は発禁となっていた——が扇動的文書の最たるものとされているのは予想できるところであるが、それ以外に、起訴状に登場するものは、『愛国者』第5, 6, 12号、『ベイリィにおける多数の改革の友によって承認された権利宣言と国民への訴え』、『統治者と被治者の間の対話』、『スコットランドの改革を支持する、タブリンの統一アイルランド人協会からの代議員への訴え』、『フランス国制の花』であった⁶⁾。

判決は市民権剝奪、14年のボタニー湾への流刑、財産没収であった。ミュアに狙いを定めたのは、スコットランドの法務長官で内務大臣のロバート・ダンダスであった。ダンダスはピットの腹心として、反政府運動にたいして徹底した弾圧策に転じた政府の意を体して、まずスコットランドの改革運動の弾圧に着手した。『統一アイルランド人協会からの訴え』を手にするや、「法務次長と私は反逆罪の科でミュアを跪かせる決心をしました」と伯父(ヘンリ・ダンダス——かれは1770年代から1806年までスコットランド政界で絶大な権力を握っていたが、1783年までは法務長官であった)に語ったように、ダンダスは意

6) Anon., *op. cit.*, pp. 2-28.

図的にミューに狙いを定めた。そしてかれは、周到にも、ペインの教義に反対を誓った「ゴールドスミス・ホール協会」(「人民の友」と対抗した改革反対派)のメンバーを陪審に起用した⁷⁾。こうしてミュー裁判は検察の思い通りに運んだ。ポタニー湾の風土と労役は苛酷をきわめ、長期の流刑は死刑に等しいと考えられていたという⁸⁾。

弁護士のミューは、ペインにもまして苛酷な処罰を受けた⁹⁾。

「デイヴィッド・ヒューム男爵は、かれの『注釈』のなかで、スコットランドでは1703年から1793年まで扇動罪の裁判はなかった、と述べている」が、確かに純粹に扇動罪を裁いた審問はなかった。「1793年にフランス革命から起こった重大な訴訟が始まった。それは……1802年まで続くが、すべての重要な訴訟は1794年に終わった。」¹⁰⁾ このヘンリ・コバーンの発言に窺えるように、93年から翌年にかけての弾圧は集中的であった。ミュー事件は93年に起訴された7件目であった。前述のように、スコットランドの弾圧が先行し、しかも苛酷であった。

ミークルの古典的研究は次のように述べている。「1791年のバーミンガムのトーリーの暴動と、同年の民主主義諸団体の興隆は、イングランドにおいてパークとペインの著作が民衆行動に影響を与え始めた証査であった。翌年の中頃になってようやくスコットランドでも、パース、アバディーン、エディンバラで類似の傾向を示す暴動が起こった。その頃までに、スコットランドの政治の現状が牛みだし、『人間の権利』のような著作が育んだ、ぼんやりした不満感が、今やデ・ファクトのスコットランド国王であるヘンリ・ダングラスに代表される政府の行為によって、よりはっきりしたものになっていた。スコットランドに適用されるかぎりでの審査法の撤回を支持する請願の拒否、1791年の穀物

7) Logue, *op. cit.*, p. 14.

8) 小松春雄『イギリス保守主義史研究』、御茶の水書房、1961年、328ページ。

9) オーストラリアに流刑となったミューは、1796年にアメリカ船に救われ、フランスに渡り歓迎を受けたが、ほどなく没した。

10) Cockburn, H., *An Examination of the Trials for Sedition in Scotland*, 1888, Edinburgh, Vol. I, pp. 1-2.

法、都市選挙区の改革と奴隷貿易の廃止にたいする反対、そして扇動的著作にたいする布告の発布が、民衆の不満の炎を焚きつけたのであった。¹¹⁾

II 1780年代からフランス革命期にかけてのスコットランドの改革運動

(1) 改革運動の開始

フランス革命期に苛酷な弾圧を受けるスコットランドの改革運動は80年代に始まる。その歴史を簡単に振り返ってみよう。同じミークルによれば、スコットランドの政治的覚醒はアメリカ独立戦争に遡る。1779年頃、ブリテン軍の敗北が、国民のあいだに不信感を招き始める。例えば、その前年に弁護士会はエディンバラに召集された連隊に軍資金援助を拒んだ。そしてその事実を、当時スコットランドで最もよく読まれた『カレドニアン・マーキュリー』が報じた。「エディンバラ・パンテオン弁論協会」は、閣僚の更迭や、即時停戦を論題にとりあげた。1782年に、(ロッキンガム派に友好的な)ヘンリ・アースキンの率いる派は閣僚の更迭を賛美する動議を提出しようとした。グラスゴウの教会会議などは、政府の節約案(行政改革案)を支持する請願を行った。『スコツ・マガジン』によれば、この種の請願は合邦以来初めてであった。さらに覚醒の証拠はカウンティとバラの改革にみられる¹²⁾。

後者に関わる主要なパンフレットが、80年代に出ていることから知られるように、選挙制度改革運動は、1779年に活動を始めたヨークシャー委員会の呼び掛けに呼応するものであった。問題は、スコットランドの複雑で怪奇な選挙制度にあった。すなわち封建的土地保有制度に基づくカウンティの選挙資格は1681年以来固定され、「古来の課税標準で」(すなわち中世の貨幣価値で)40シリング、あるいは地租委員の査定で一年につき400スコットランド・ポンド (£400 Scots = £33.68 English) の土地所有者以上とされていた。しかも選挙権は土地自体ではなく国王直封の土地という土地の優越性にたいして与えら

11) Meikle, *op. cit.*, p. 67.

12) Meikle, *op. cit.*, pp. 1-3.

れたために、土地の譲渡操作によって容易に「文書貴族」Parchment Baronsをつくることができ、擬制投票権を生んでいた。合邦以後、議席争いが激しくなったために、この慣行は甚だしくなっていた。1782年に、実際のフリーホルダーの数を擬制投票権者の数が上回った。1790年の2665人の選挙権者のうち1318人が擬制であった、と言われる¹³⁾。そうでなくても寡頭制であるのに、擬制投票権が代表制をさらに挾隘にしていたわけである。現代の研究によれば、投票権者はイングランドでは成人男子の10人に1人、アイルランドではほぼ20人に1人、スコットランドでは100人中1人以下であったという¹⁴⁾。

改革運動の開始を告げたのは、キャノンによれば、『スコットランドの地主紳士への訴え』(1782)であった。以来、各種の新聞や方々でのフリーホルダーの集会で論議と運動が展開されていく¹⁵⁾。バラの問題としては、例えば、1787年に刊行された報告書は、市会の議員の選挙の私物化、公共の財産の譲渡、非合法的な借金契約、税の名目による不法な取り立て、市財政の悪用、都市住民の住居に兵隊を宿泊させる場合の不公平という6項目のもとに、不平不満を分類した¹⁶⁾。このように市政の腐敗・寡頭制・乱脈財政・悪税等が問題であったが、最大の問題は都市の議会代表制にあった。例えばエディンバラでは、議会代表の選挙に投票したのはわずか25人にすぎなかった。

(2) ワイヴィルの呼び掛けと運動の展開

1780年までに通信委員会を確立したワイヴィルのヨークシャー委員会は、議会と行政改革を訴えるキャンペーンを展開し、1782年5月にピットの議会改革案が敗北するや、4項目の改革を訴えた回状を出す。第4項に「名目・擬制選挙権を廃止しようというスコットランドのいかなるカウンティの志向、また国制の真の意図と精神に合致した仕方でその地域の議会選挙を規制しようという

13) Meikle, *op. cit.*, p. 10. Cf. Christie, I., *Wilkes, Wyvill and Reform*, 1962, London, p. 160.

14) Cannon, J., *Parliamentary Reform 1640-1832*, Cambridge, 1973, p. 108.

15) Cannon, *op. cit.*, p. 109.

16) Meikle, *op. cit.*, p. 19.

志向」も支援するとうたって¹⁷⁾、回状はスコットランドの全ての市議会、シェリフ（執行官）、執行官代理、およびアダム・ファーガスンやギルバート・ステュアートのような知名人に送られた。ファーガスンはスコットランドがイングランドと同一の選挙法を持つのは望ましいと返事に書いたが、委員会の計画には反対であった。G・ステュアートは好意的であった¹⁸⁾。

80年代のワイヴィル（かれはエディンバラ生まれであった）がスコットランドの知識人に働きかけた範囲は、調査の余地があるけれども、クリスティによると、ワイヴィルは、スコットランドの改革の指導者としては、ジョン・キャンベル（John Campbell of Stirling）とトマス・マクルーガー（Thomas MacGrugar）に特に期待をし、ヨークシャーの改革案と論議について十分な説明をおこなうべく意を用いた。にもかかわらず、スコットランドの支援を得られなかった¹⁹⁾。1760年代のウィルクスによる反スコットランド・キャンペーンに煮え湯をのまされた経験もあって、スコットランド人は、改革者といえどもイングランド人との連帯を避けようとする傾向が強かったという。したがってまた「ロンドン通信協会」等のスコットランドへの連帯の要請も、歓迎されなかった²⁰⁾。

82年にインヴァネスシャーをはじめとする北部3州がフリーホルダーの集会をもち、8月には33州のうち23州の代表がプリンス・ストリートのコーヒー・ハウスで集会をもって、擬制投票権の廃止と選挙資格の200スコット・ポンドへの引き下げを提案し、さらに討論をおこなうべくカウンティ集会に提案を送った。こうしてカウンティの運動が今度は都市の改革運動を刺激した。改革運動家のなかで最も影響力のあったのはエディンバラの弁護士、トマス・マクルーガーであった。かれは、ゼノン Zeno の偽名で、「すべての自由な共同社会

17) この4項目とワイヴィルのヨークシャー運動の輪郭は、鈴木亮「ヨークシャー連合運動とクリストファー・ワイヴィル」、『市民社会の思想』、御茶の水書房、1983年所収）に簡潔な記述がある。

18) Meikle, *op. cit.*, p. 7.

19) Christie, *op. cit.*, p. 190 and note.

20) Goodwin, A., *The Friends of Liberty: The English Democratic Movement in the Age of the French Revolution*, London, 1979, p. 282.

の多数派を一般的に成す中間の地位の」人々の選挙権を要求し、ヘンリ・ダングダスの連続5選を許すような選挙のもとで「市民的自由」を享受しているといえるだろうか、と述べた。

こういう動きに対応してワイヴィルの働きかけがなされたのであったが、前述のように反響はなかった。1783年春の請願運動に加わったのは、わずかにモントローズ以下の3バラだけであった。1783年5月のピットの動議の失敗はスコットランドの改革運動を挫いた。カウンティの改革提案は強い抵抗に出会った。州の足並みは揃わなかったし、かろうじて85年になって4カウンティの請願が議会に出されたが、ピットの支援としては遅きに失したし、フォロー・アップもなかった²¹⁾。

他方、都市の改革運動はより強固であった。83年春の運動を指導したエディンバラのマーチャント・カンパニは早々に脱落したが、マクルーガーの指導のもとで、84年3月にエディンバラで開かれた大会には66のロイヤル・バラのうち33が代表を派遣した。市政と議会の改革についての2法案を検討する委員会は、議会に持ち込むには時期尚早だとして、個々の地区の意見を集めることとしたが、回答の回収は遅く、85年のピットの動議の再敗北の結果、かれらは議会改革を断念し、都市内部の改革に標的を絞った。しかし、この時期には、かれらの代弁者を見つけることが既に困難であった。その任を引き受けたシェリダン(R. B. Sheridan, 1751-1816)の行動は遅かった。グラスゴウの住民の請願は1787年5月に提出されたが、会期末というダングダスの口実に阻まれた。翌年の自治都市からの46の請願もシェリダンの行動の遅れによって無に帰した。かれは1791年と翌年にスコットランドの都市選挙区の改革案を上程したが、やはり成立しなかった。ダングダスが反対し、シェリダンはフォックスの忠告をいれて提出を翌年おくりにするというのが、儀礼化していたといわれる²²⁾。1792年4月に法案は69対27で否決された。

21) Cannon, *op. cit.*, pp. 110-2.

22) Cannon, *op. cit.*, p. 113.

(3) フランス革命期のスコットランドの改革運動

フランス革命はペインを支持する多くの集まりを生みだしたし、「国制知識協会」(年会費5ギニー)のような以前から存在する団体を活気づけた。1791年にハーディは、1週1ペニーの会費の「ロンドン通信協会」を設立した。

1792年の夏に、シェリダン、グレイ、ローダーデール卿——かれもまたミラーの教え子であった——たちは、よりラディカルな運動に対抗して穏健な改革の道をさぐることを掲げて、「ロンドン人民の友の会」を結成する。会費は年2ギニー半であった²³⁾。大学教授としてはただ一人、ミラーが地方会員に名を連ねた²⁴⁾。それにたいして、やや遅れて設立された「スコットランド人民の友の会」は会費が安く、入会の資格制限もなかったので、民衆よりであった。その点で、「ロンドン人民の友の会」が議員、地主、専門職のエリート集団であったのと対照的であって、むしろ「ロンドン通信協会」に性格は近かった²⁵⁾。

「ローランドの牧羊農業者のために道を開く土地の又借人と小屋住農の大規模清掃に導くハイランドの経済変革、大きな都市でのペイン派の世論の急進展、内国消費税行政の悪政、ロバート・ダンダスとヘンリ・ダンダスの支配への憎しみ、パース、ダンディー、アバディーンにおける広汎な暴動とストライキが、フランスの革命的スローガンと自由の樹の樹立と結びつき、1792年11月に、スコットランドの民主制の新形態の出現の前ぶれとなった。」こうしてエディンバラとグラスゴウを中心にして議会改革を推進する多数の民衆団体が生まれた。1793年になると、「スコットランドでは、不人気で高くつく英一仏戦争にたいする怒りは、イングランドでと同じく、商業と信用の突然の停滞とその結果としての失業によって、さらに焚きつけられた。物価上昇はますます激しく貧民にのしかかったし、他方ハイランド清掃の犠牲者は、1792年においてと同じく、

23) Meikle, *op. cit.*, p. 79.

24) 山崎悌「クリストファ・ワイヴィルへのジョン・ミラーの手紙」、『香川大学経済論叢』40-2, 1967年6月, 74ページ注。ミラーがワイヴィルと往復書簡を交わすのは、もっと後の1800年から翌年にかけてであった。

25) Logue, *op. cit.*, p. 11.

やけっぱちで、暴動と治安の妨害の挙にでた。』²⁶⁾ かれらもまた急進的団体の陣営に加わった。

フランス革命は、こうして改革運動に加勢するとともに、他方で政府の弾圧の強化を招き、やがて改革運動は様々な紆余曲折をへて複雑な隘路に入っていく。その叙述はさしあたり、ミールに譲ることとして、以上の背景のなかで、この次期のミラーの言動を振り返ってみよう。

III ミラー、フランス革命を講義する

ミラーはグラスゴウ大学法学教授として、1761年以来、40年間にわたって各種の講義を行ったが、1787年から翌年の日付をもった「統治論講義」の残されたノートに、フランス革命についての特別講義が転記されている。第24講から始まる「フランスの政体」についての講義が27講まで続くのだが、それとの関連で、多くは白紙の左のページに5ページ余りにわたってそれはノートされている。ノートというものが常にそうであるように、文章は断片的であり、十分に整理されてもいないけれども、主な論点を理解することは可能である²⁷⁾。

「フランスの政体。1782。／フランスにおける最近の革命によって樹立された政体について。」というタイトル——1782年というのは不可解であるが、内容から見て革命の直後から92年頃のあいだの講義ではないかと想像される²⁸⁾——の下に、ミラーは4論点に整理して議論している。(1)革命の原因、(2)樹立された政体の性質、(3)新しい国制にたいする反対論、(4)イギリスへの影響がそ

26) Goodwin, *op. cit.*, pp. 283-4, 286-7.

27) MS Gen. 289. Glasgow University Library, Lectures on Government, 3 vols, 1787-8.

以下の引用は Vol. II, p. 32, 34, 36, 38, 40, 42 から行う。繁雑を避けて、いちいち引用ページを記さない。テキストは水田洋教授が提供されたゼロックス・コピー。引用文中の(?)は判読不確実、困難または不能を意味する。/は改行である。

28) いちはやくこのノートに注目した水田洋氏は、ノートが作られた後、翌年に書き加えられたもので、1782年というのは誤記だろうとされ、イグナーチーフは1792年とみなしており、ホーコンセンは文の調子と内容から革命直後のものと推定している。水田洋『社会思想史の旅 イギリス』、日本評論新社、1956年、73ページ。Ignatieff, M., "John Millar and Individualism", in *Wealth and Virtue*, 1983, p. 329 note. Haakonssen, K., "John Millar and the Science of a Legislator", *Juridical Review*, June 1985, p. 44 note.

れである。

(1) 最近のフランス革命の諸原因

「世界の歴史には、諸技術の進歩が民衆政体を導入した多くの事例が存在する。しかし技術の進歩が専制支配を樹立した場合も、民衆政体が後に続いた。フランスの現在の政体は、政治的主題に関係した(?)哲学の発展から生じたように思われる。政府への服従は二つの原理から生じる。1. 権威。2. 功利。前者からは、主権者はかれ自身のために統治する権利を、財産権と同じように、持っているのだとみなされる。後者からは、主権者は共同社会の利益のために特定の権限を委ねられた役人と考えられる。／これらの原理のうち前者は、大部分の国で、大多数の人間のあいだで優勢である。後者は知識人が採用する。

イングランドにおける自由な政体の樹立は、専制政体の導入に先立ち、それを妨げた。その上、それは主として宗教から引き出された。／アメリカの独立は、巨大な商業的利益によって、推し進められた。民衆は、同時に、直接的抑圧に脅かされた。／フランス革命は宗教的熱狂のたすけなしに、また公共的不平なしに生み出された。」

このようにミラーはフランス革命の原因を、政治哲学(功利の原理)の発展に帰している。

(2) 樹立された政体の性質

「最近の革命によって、政体に全面的な変化が生み出された。そして以前の専制政治にかわって、君主国という名前の下でながら、きわめて民主的な国制が導入された。

立法議会、国王、および裁判所のあいだに配分された権力の主要部門。

1. 立法議会。745の成員からなる。(撲卑、破産者……のような若干の例外はあるが)全住民は特定の基礎的集会に組織される。これらが、全部で83ある区分からなる選挙議会を選ぶ。最後のものが国民議会の成員を選挙する。／(中

略) /……この二段階の選挙は、1. より十分な代表を可能にすること、2. 賄賂を防止すること、を意図している。

2. 国王。世襲的継承によってその位を享受する。かれの義務の重大な違反のばあい、かれはこの位を放棄したものとみなされる。

3. 裁判官は、時々、国民によって選ばれる。すなわち各区分の選挙人によって。普通裁判所の数、その各々の裁判官の数は、立法権によって規制される。全国にたいして一つの上訴裁判所。/裁判官はその職務を6年間担当する。/注意、裁判官が国王によって任命される時、生涯職務を担当するのが不可欠である。しかし、国民によって選ばれるばあい、事情はまったく異なっている。/大臣の犯罪と国家の犯罪を審理する、高等国民法廷。/刑事裁判で任命される陪審。/国民によって指名される公的告発者。注意、イングランドのような大陪審は存在しない……/不当な投獄を防止するための規制……

4. 諸権力。国民議会の。/立法、課税権と課税様式の決定権(?)を含む。/公共の出費の確定。公的行政官の監督/海軍と陸軍の数を年々決定すること。/和戦の決定。注意、それ自身の舞台設定の決定。

国王の。/若干の例外を伴う、国民議会のデクレにたいする停止権。/陸海軍の統帥権をもつ。そして陸海の統帥権を授与する。一部の下士官を指名する。/大使を指名する、等。/注意、国家収入の管理は国王に委ねられているのではなく、国民議会の統制下におかれた様々な行政官に委ねられている。/王室費は国民議会によって各治世ごとに確定される。」

以上が、政体=統治構造についてのミラーの説明である。民主主義の手続きとできる細目へのミラーの注目は——逐一繰り返さないが——、記憶しておいてよいであろう。さらに、以上との関連で、ミラーは重要な付言を行っている。

「このきわめて民衆的な政体の支柱として、最近の革命に伴った三つの規制が注目に値するように思われる。」第一は、「すべての貴族身分、爵位、世襲的ないし家産的区別の廃止」である。「フランスの貴族は、高い抑圧的な特権をもっていた。君主の権力を廃止した後、この貴族階級を保存するとすれば、愚

かなことであろう。」

第二は、「正規の僧職の廃止。僧族に中庸の生活を与えた俗人の優越。それに伴う下層の聖職者の暮らしの上昇。／ここで、宗教上の意見を表明する完全な自由注目せよ。」

第三に、「無遺言死亡者の相続における長子相続法の廃止。巨大な土地財産の蓄積を防止することは、民主政治に不可欠である。」

この三点は、いずれも平等化を促進するものとして注目されている。

(3) かれらの新らしい国制にたいする反対

ミラーは多くの反対論のうち、最高に重要な二つだけを取り上げると述べて、次のように反対論を要約して、それにたいして回答を与えている。

「1. 古来の統治からの二つの大きな逸脱が行われたとって反対されている。古い慣習を保持する利益。危険な革新。／回答1. どんな逸脱が必要であったかは、古い統治は何であったかをしばらく反省すれば、明らかになるだろう。1. 国王の立法権。2. 課税権。税の抑圧。3. 司法権。国王はあらゆる訴訟を思い通りに決定…?…。4. 執行権。裁量による投獄。スパイ。／回答2. 国王のこうした権力の再掌握を予防するのに必要。」

「2. フランスのそのような民主政体は、大国においては実行可能でないといつて、反対されている。／これは政治の著述家のあいだできわめて一般的な意見である。それを真実と認める理由はない。こうした主題に関する経験はきわめて限られている。／回答、国王の威厳を支える資金がないために、君主国は小国家に樹立できないというのは、認めることができるかもしれない。しかし、だからといつて、民主政治は大国では樹立できないということにはならない。／逆に、自由は非常に大きな国家では保証されないが、しかし民主政治を手段として保証できる、と敢えて主張しようではないか。」

いかにしてか。ミラーはこの第二点について、得意の議論を展開している。

「君主国では国王が全ての公収入の処分権をもつにちがいない。そして国民

の大きさに比例して、国民の富が同じなら、それから引き出される影響力、すなわち収入はより大きくなるであろう。／10万人からなる国家で、市民は2ペンス(?)の率で税を払うとしよう。5、6百万人の国民からなる国家において、同じ率で課税する国王はかなりの影響力を享受するだろうが、国民の自由を危険にするほどではない。／2千4百万ないし5百万人からなる国家では、国王が絶対的になるのを妨げることは困難であろう。」ではどうすればよいのか。「立法部の制御のもとで、公共の貨幣の処分権を様々な部局に分割し、執行権の異なる部門を異なる官吏のあいだに分割することによって、その危険は防止されるであろうし、立法部の権威は国王大権の範囲に欠いているものを与えるであろう。」

以上が第三論点の議論である。

(4) イギリスへの影響

「ヨーロッパの他の統治との関連で、最近のフランス革命の傾向について、多くが主張されてきた。とりわけ、同じ国制をブリテンに導入しようとする傾向をかきたてるであろうというのが、この国で一般的な懸念である。／しかしこの国の住民は誰もそうした考えを道理をもって抱くことができるとは思われない。」ミラーの挙げる一つの根拠は、「概して自由に極めて好都合な、そして国民大衆が長い慣用から強い愛着をもっている古い国制を、経験もなければ予備知識もない新しい国制のために、放棄することは最高の愚行であろう」ということであった。(もう一つの根拠は残念ながら判読できない。)

こうして、全体としてのミラーのフランス革命講義は、フランス革命とその原理と新しい国制に好意的でありながらも、イングランドとスコットランドがそれを模倣する必要を認めないものであったといえるであろう。ただしミラーが革命フランスに評価した一定の平等化は、かれがブリテンに望んだものでもあった——ミラーは1787年の統治論講義で初めて3年議会制と「良い労働者が毎日の労働によって稼ぐことができるのと同じ程の財産、年に20ないし25ポ

ドをもった」全ての成年男子への普通選挙権を支持する、と表明した²⁹⁾。——が、そのことはむしろ、ミラーが政治哲学者として、一貫した視点をもっていたことの証査であったとできるだろう。講義にフランス革命ショックあるいは動揺のようなものは殆ど感じられないのである。ミラーがフランス革命に内心で快哉を叫んだとしても、そのニュアンスはミュアの場合と異なるであろう、と確信をもって推測できる。冷静沈着な議論を支えているのは、ブリテンの自由な国制への信頼である。やがてパークは同じ自由な国制を保守するべく、フランス革命と急進主義者を弾劾するにいたる。ではこの時期に沈着でありえたミラーはその後も、態度変更を強いられなかったであろうか。

IV 『クリトーの手紙』

グREGは「ミラー伝」において、ミラーとフランス革命にふれて、こう述べている。「フランス革命はミラー氏の注意を釘づけにしたし、その最初の展開はかれの虫のよい望みをかきたてた。フランスは、国王の意志と、貴族と教会の結びついた権力に、有効に反対できる状況にあるか、最初は疑問としていたので、かれはその素晴らしい企てが自由の友の破滅、社会的不正の悪化に終わるのではないかと恐れた。……憲法制定議会在すべてのそれまでの制度を一掃したその猛進ぶりを嘆いたし、あるときは嘲笑ったけれども、しかし、こうしたことはある場合には、根深い失政からは不可避かもしれないし、民衆の熱狂を維持するのに役立つかもしれないと、かれは認めた。現聖職禄所有者にたいして等価を与えない教会財産の没収を、かれはひどい不正行為として、非難したし、また民衆が慣れ親しんできた階級区分——その影響力によってかれらは多くの逸脱を侵すことを防止されてきたのかもしれない——を、性急かつ傲慢にも全廃しようとした国民議会にたいしてかれは弁解を与えることもありえなかった。訓練されていない立法者の未経験と、自由にうぶな国民の性急さにたいして、かれが大目にもるべきだと考えたのは、廉直からの僅かな逸脱と

29) Lectures on Government, 1787-8, Vol. 3, fol. 18.

危険の小さい実験の場合だけであった。」³⁰⁾

革命の初期段階に起こった暴動のような「行き過ぎ」を、ミラーほど嘆いたものはいないだろうし、それが恐怖をかきたて、惨害を撒き散らす傾向を持つということをミラーほど確信したものはなかっただろう。「そうした行き過ぎが自由の大義にかんしてヨーロッパの全体で引き起こす憎悪と、古来の悪政を持ち応えさせるその強力な影響を、だれもミラーほど十分に認識できなかったであろう。しかし、民衆の怒りと復讐の全事例をかれは嫌悪したけれども、かれは隷従から自由へのかくも前例のない変化にあっては、若干の行き過ぎは不可避的と認識していた。そしてたまたま起こった動乱において、かれは時折の残虐行為に驚く以上に、民衆の全般的な愛国心にいっそうしばしば心をうたれた」³¹⁾。

グREGは、ミラーの一貫性を主張しているようにみえる。「フランスの共和主義者のかなりの暴力と、他方、新しい国制の形式に従ってその精神をはぐらかそうという宮廷の明白な決心は、やがて、善良だが愚かな国王を王座から追放し、外国の勢力による征服という最も差し迫った危険に祖国をさらした。ブリソ派の動機と性格に心からの敬意を抱いていたミラー氏は、活力と連帯と資金の不足を、非常に残念がった。というのはそのためにかれらは外敵とも国内の敵とも戦えなかったからである。幾度も裏切られたのち用心深くなった民衆が、遂に、その残忍さゆえに憎むべき、しかし、有能で、迅速で、精力的な一党派の腕のなかに飛び込むのを見て、かれは決して驚かなかった。ロベスピエールの執政を血の文字で印づけた不快で凶悪な光景をかれほど心から嘆いたひとはいないであろう。しかしそうした残虐行為にたいするかれの戦慄には常に、ヨーロッパの国王たちの結託にたいする極めて激しい憤りが伴っていた。というのは、かれは大陸の戦争、ブリソ派の解体、そして、それ自体いかに恐ろしくても、国家の解体、あるいは全面征服に対決する唯一の手段として提示

30) Greig, J., An Account of the Life and Writings of the Author, prefixed to *The Origin of the Distinction of Ranks*, by John Millar, 4th ed., 1806, pp. cxii-cxiii.

31) *Ibid.*, cxiii-cxiv.

された一つの体制への国民の黙従を、ヨーロッパの国王たちの結託のせいにしたからである。』³²⁾

ミラーが、立法議会の左翼で文筆家、弁護士、教授からなるブリソ派がある段階まで支持していたというのは、ありうることであろう。「総裁政府の痴愚と強欲が最高の軽蔑をかき立てた。そしてミラー氏は、ボナパルトが最高権力について手段を肯定するどころでなかったし、またかれが確立した国制を是認することはさらになかったけれども、この新しい革命は、それ以前の不幸によってほとんど不可避とされたということ認め、全般的平和時での統治の改善を頼みとした。』³³⁾

ミラーに親しく接した甥グREGの解説は、革命の政治力学についてのミラーの認識に注目している。確かに、ミラーは革命フランスに共感をいれていたと思われる。しかしミラーは、感情に溺れずにその前途を冷静に注視した。人類の自然史を描き、進歩と自由の大義に与したミラーが、フランス革命を対岸の火事さながらに傍観するはずはなかった。ミラーの胸中には熱い共感があるゆえに憂慮もまた深かったと思われる。まして、ブリテン政府が革命フランスに干渉し、アンシャン・レジームへの復帰に加勢するなどということは、ミラーには許し難い越権行為に思われたであろう。

このように考えてよいとすれば、匿名者の『クリトの手紙』は、レーマンと山崎怜氏が断定したように、ミラーの作品とみなして差し支えないように思われる³⁴⁾。

紙数の制約のために、『クリトの手紙』の分析は断念しなければならない

32) *Ibid.*, cxv-cxvi.

33) *Ibid.*, cxvi.

34) *Letters of Crito, on the Causes, Objects, and Consequences, of the Present War*, Edinburgh, 1796. 最初『スコット・クロニクル』に連載された(3月~6月)15通の手紙からなるこのパンフレットは、1792年末の会期のフォックスの発言——審査法廃止と議会改革のため行動を再開する。ヨーロッパ戦争を避けるためにフランス共和国を承認せよ——への支持を表明したフォックスへの献辞をもって、ミラーの作品であることは確かに思われる。さしあたり、山崎怜『クリトの手紙』について(1)~(3)、『香川大学経済論叢』34-5・6, 35-1, 36-2, 1962~3年、を参照されたい。

が、それが対フランス干渉戦争の原因の究明をテーマとし、フランス革命政府の政治的行き過ぎ一国王暗殺一を反革命勢力の干渉に由来するものとする認識を示し、そうした干渉の真の狙いは本国における議会改革運動への牽制にあると断言している点を、記憶しておこう。もはや論証する余裕はないけれども、ミラーはスミスに深く影響された自由主義者として、一貫して自由の大義にコミットし続けたように思われる。ある程度の社会の民主化なしに、自由な社会はどのように可能であろうか。

1780年代以降のミラーの中心問題は議会改革であったといつてよいであろう。フランス革命講義にもそれは滲み出ていたし、『クリトーの手紙』は文字通り、第2節で跡づけたような議会改革論の文脈で書かれた、ブリテン政府の批判であり、フランスの自己決定権と民主化の擁護論であった³⁵⁾。

1988年5月8日（7月加筆）

尚本稿は1988年度文部省科学研究費一般研究に基づく研究成果の一部である。

35) 80年代以降のミラーの政治思想に急進化とシヴァック・ヒューマニズムへの回帰をみるイグナーチェフの解釈は、鋭い分析を含むが、行き過ぎであって、ミラーの議会改革論は主著にみられる自由主義の必然的帰結だとするのが妥当であろう。イグナーチェフの解釈についてはさしあたり拙稿「ジョン・ミラーにおける「科学」と「政治」」、『甲南経済学論集』28-4、1988年3月を参照。